別表第二の専門行政職俸給表初任給基準表の備考第一項及び第三項中「この表」の次に「又は第５項の表」を加え、同表の備考に次の一項を加える。

５　平成24年２月１日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となつた者には、次の表を適用する。

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	Ⅰ種		１級17号俸
	Ⅱ種		１級９号俸

別表第二の税務職俸給表初任給基準表の表を次のように改める。

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	総合職（院卒）		２級11号俸
	総合職（大卒）		２級１号俸
	一般職（大卒）		１級21号俸
	一般職（高卒）		１級１号俸
	専門職（大卒一群）		１級22号俸
	専門職（大卒二群）		１級21号俸
	専門職（高卒）		１級１号俸

別表第二の税務職俸給表初任給基準表の備考中「この表」の次に「又は次項の表」を加え、同表の備考を備考第一項とし、同表の備考に次の一項を加える。

２　平成24年２月１日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となつた者には、次の表を適用する。

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	Ⅰ種		２級１号俸
	Ⅱ種		１級21号俸
	Ⅲ種		１級１号俸
	A種		１級22号俸
	B種		１級11号俸

別表第二の公安職俸給表㈠初任給基準表の表を次のように改める。

試験		学歴免許等	初任給
	総合職（院卒）		３級15号俸
	総合職（大卒）		３級５号俸
採用試験	一般職（大卒）		２級13号俸
	一般職（高卒）		１級３号俸
	専門職（大卒一群）		３級２号俸
	専門職（大卒二群）		２級13号俸
	専門職（高卒）		１級３号俸

別表第二の公安職俸給表㈠初任給基準表の備考中「この表」の次に「又は第４項の表」を加え、同表の備考を備考第一項とし、同表の備考に次の三項を加える。

２　試験欄の「専門職（大卒二群）」の区分の適用を受ける者のうち、皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の結果に基づいて職員となつた者については、この表の初任給欄が「１級21号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。

３　試験欄の「専門職（大卒二群）」の区分の適用を受ける者のうち、法務省専門職員（人間科学）採用試験の矯正心理専門職Ａ又は矯正心理専門職Ｂの結果に基づいて職員となつた者で、刑務所等において資質の調査に関する職務に従事するもの（大学院において心理学を専攻し、修士課程修了以上の学歴免許等の資格を有するものに限る。）については、この表の初任給欄の号俸が「２級14号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。

４　平成24年２月１日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となつた者には、次の表を適用する。

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	Ⅰ種		３級５号俸
	Ⅱ種		２級13号俸
	Ⅲ種		１級３号俸
	A種		３級２号俸
	B種		２級３号俸

別表第二の公安職俸給表㈠初任給基準表の表を次のように改める。

職種	試験		学歴免許等	初任給
一般	採用試験	総合職（院卒）		２級11号俸
		総合職（大卒）		２級１号俸
		一般職（大卒）		１級21号俸
		一般職（高卒）		１級１号俸
		専門職（大卒一群）		１級22号俸
		専門職（大卒二群）		１級21号俸
		専門職（高卒）		１級１号俸